

委 託 研 究 規 則

(規程 第 22 号)

(目 的)

第1条 本規則は、豊田工業大学（以下、本学という）又は本学の教育職員に対して、学外者から研究等の委託があった場合の取扱いに関する基本的事項を定める。

(届 出)

第2条 学外者から本学又は本学の専任の教育職員に対して研究等の委託の申し込みがあった場合は、学長に届出なければならない。

(受 託)

第3条 学長は、前項の届出があった場合、教授会の議を経て受託の可否を決定する。

(受託の制限)

第4条 学長は、本学の教育・研究上支障があると認められるものについては受託しないものとする。

(設備等の帰属)

第5条 受託研究費において取得した設備、機器等の所有権は、原則として本学に帰属するものとする。

(委託契約)

第6条 学長は、受託しようとする場合には、教授会の議を経て、下記事項を決定しなければならない。

- (1) 担当教育職員（以下、受託者という）
- (2) 研究期間
- (3) 受託研究費
- (4) 発明、考案及び意匠に係る権利の帰属
- (5) その他の受託条件

2 学長又は学長及び受託者は、委託者との間で前項各号に定める事項を含む委託契約を締結するものとする。

(受託研究費)

第7条 受託研究費は、研究に要する人件費、施設・設備費、光熱費その他の経費を算定して計算するものとする。

- 2 受託研究費は、必ず研究支援部を経由して受託者に交付するものとする。
- 3 研究の結果、受託研究費に過不足を生じた場合には、研究支援部を通じて委託者と精算する。

(施設利用費等)

第8条 受託者は、受託研究費の受入額（消費税を含む）の15%を大学に納入するものとする。

(受託研究の中止及び受託内容の変更)

第9条 受託研究を中止しようとする場合又は受託内容に変更を生じた場合には、第2条、第3条及び第6条の規定を準用する。

(報 告)

第10条 受託者は、研究終了後速やかに研究結果及び受託研究費の決算結果を学長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第11条 研究の成果の公表は、委託者の承諾を得たうえ受託者が発表する。ただし、委託契約に別に定める場合はこの限りではない。

(権利の帰属)

第12条 大学に帰属することとなった権利の取扱いについては、発明等取扱規則の規定を準用する。

(規則の改廃)

第13条 本規則の改廃は、教授会の審議を経て理事長がこれを決定する。

付 則

- 1 本規則は、平成26年4月1日から改正施行する。

制定	昭和56年6月19日
(改正1回) 制定	昭和57年(9)12月(17)14日
改正2回	平成24年12月1日
改正3回	平成26年4月1日